別表第四（第三十八条関係）

海上運送法第二十二条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条の二各号に掲げる事項
海上運送法第二十二条第二項において準用する同法第十九条の十三第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条の三各号に掲げる事項

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第三十五条第一項		
（略）	（略）	（略）
海上運送法第二十条第一項の登録に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十一条第二項各号に掲げる書類
海上運送法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条の二各号に掲げる事項	
海上運送法第二十二条第一項の登録に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十三条第二項各号に掲げる書類
海上運送法第二十二条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条の二各号に掲げる事項	

別表第五（第三十九条関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第三十五条第二項		
（略）	（略）	（略）
海上運送法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条の二各号に掲げる事項	

別表第四（第三十八条関係）

		海上運送法第二十条第三項の届出に係る部分
	海上運送法施行規則第二十三条各号に掲げる事項	

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第三十五条第一項		
（略）	（略）	（略）
海上運送法第十九条の五第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十条各号又は第二十条の二各号に掲げる事項	
海上運送法第二十条第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十二条各号又は第二十二条の三各号に掲げる事項	

別表第五（第三十九条関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第三十五条第二項		
（略）	（略）	（略）
海上運送法第十九条の五第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十条各号又は第二十条の二各号に掲げる事項	